

# NEWS LETTER

2007年冬季特別号 (No.115)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F  
落合会計事務所  
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529  
<http://www.ochiaikaikei.com/>

## 平成 19 年分の年末調整！押さえておきたいポイントは？

### ●平成19年分の改正ポイントは？

#### (1)住民税の住宅ローン控除

平成18年までに住宅ローン控除をすでに受けている人で、税源移譲の関係で、平成19年以降の所得税が減ったため、住宅ローン控除額を引ききれなかった人は、翌年度の住民税から残りの住宅ローン控除を受けることができます。

ただし、期限（3月15日）までに所定の申告書を市町村に提出することが要件となっています。今後、毎年住民税の申告が必要となりますので注意してください。

#### (2)地震保険料控除の創設

損害保険料控除に代わり、地震保険料控除が創設されました。

地震保険料とは、地震等の損害により住宅や家財などに生じた損失をてん補する保険金（地震保険金部分が全体の20%以上のものに限る）が支払われる契約にかかる保険料、掛金をいいます。

ただし、従来の損害保険料のうち一定の長期損害保険料に限っては、地震保険料の金額に含めることができます。

### ●なぜ年末調整をするの？

「年末調整といえば、年末もらえるお小遣いだよね」なんてカン違いしている社員さんはいませんか…？

たしかに、所得税が還付される場合が多いと思いますが、還付される金額が減ったり、逆に徴収されたりする場合があります。

毎月の給与から天引きされている所得税額は、概算の金額で、いわば仮払。1年間の給与が確定した年末に1年間の所得税額が確定します。年末調整は、毎月徴収した、この仮払税額との差額を精算するための手続です。

仮払税額が少なかった場合には、還付が減ることもあるのです。

### ●還付金額が減る場合とは？

#### (1)給与・賞与からの徴収税額の不足

税額表の見間違いや、給与に比べて賞与の割合が多い場合に不足する可能性があります。

#### (2)扶養親族の減少が年末に判明

奥様が働きはじめた、お子さんが就職し独立したなどの事実を、年末まで会社に報告していなかった場合。

#### (3)控除証明書を紛失

生命保険・地震保険・国民年金部分などは、控除証明書がない場合は控除できません。

### ●年末調整の対象となる人は？

「扶養控除等申告書」を提出している人で、次のような人が対象となります。

- ①1年を通じて勤務している人
- ②年の途中で就職し年末まで勤務している人（前職があるときは、その源泉徴収票を提出した人に限ります）
- ③12月の給与をもらってから退職した人



(注) 給与の収入金額が200万円を超える人や、2ヶ所以上から給与をもらっていて「扶養控除等申告書」を提出していない人は、対象となりません。

### ●確定申告が必要な人は？

- ①医療費控除を受ける人
- ②マイホーム購入によるローン控除を初めて受ける人
- ③特定のバリアフリー改修工事によるローン控除（新設）を初めて受ける人
- ④給与以外の所得がある人
- ⑤2ヶ所以上から給与をもらっている人などは、年末調整をしても、さらに確定申告する必要があります。（澤 みち子）